



淡路市

Awaji City

---

おくやみ  
ハンドブック

---



## ご遺族の方へ

このたびのご親族さまのご逝去、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族さまにおかれましては、今後、さまざまな申請や届出等の手続きが生じてくるかと存じます。淡路市では、必要な手続きを少しでも負担なく行っていただけるよう「おくやみハンドブック」にとりまとめました。このハンドブックがご遺族さまに少しでもお役に立てば幸いです。

淡路市長

## 目次

1. 身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ……………P.2
  - 本人確認書類について……………P.2
  - おくやみ手続きナビ利用案内……………P.2
2. 死亡に伴う各種手続きチェックリスト……………P.3
3. 市役所での主な手続き……………P.5
4. 改葬・墓じまいの手続きについて……………P.41
5. 市役所以外で行う主な手続き……………P.42
6. 戸籍、住民票の取得について……………P.43
5. 委任状様式……………P.47
6. 庁舎案内図……………P.49
7. その他お問い合わせ先……………P.51

## 身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ

	3か月以内	4か月以内	10か月以内
届出・手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届（7日以内）</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金等の手続き</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続人調査</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○払戻・解約・名義変更等</li> <li>○遺産分割協議</li> </ul>
税金	○相続人代表者の指定等	○所得税の準確定申告	○相続税の申告

## 本人確認書類について

### ■ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）■

- 運転免許証
  - マイナンバーカード
  - 旅券
  - 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）
  - 身体障害者手帳等
  - 在留カード
  - 特別永住者証明書 等
- 国または地方公共団体の機関が発行した顔写真付き証明書

### ■ 2点で本人確認できる書類 ■

- 健康保険の資格確認書
- 介護保険被保険者証
- 医療受給者証
- 年金手帳
- 学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

### 【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
登住民	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.5
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	P.6
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入しており、故人によって生計を維持されていた子どもがいる	
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた	P.7
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた (老齢年金・厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金等)	
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた (障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金)	P.8
	<input type="checkbox"/>	共済年金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	企業年金を受給していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	恩給を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	婚姻期間が10年以上の妻がいる	P.10
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給または加入していた	P.11
保介護	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証等を持っていた	P.12
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	重度障害者医療費受給者証を持っていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	高齢重度障害者医療費受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	乳幼児等・こども医療費受給者証を持っていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	母子家庭等医療費受給者証を持っていた	
<input type="checkbox"/>	高齢期移行医療費受給者証を持っていた	P.16	
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証 (精神通院) を持っていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度の年金を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	ETC 割引 (有料道路、一般自動車道通行料) を受けていた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子育て	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.23
税金	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税が課税されていた（世帯主で納税義務者）	P.24
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税が課税されていた（世帯員で納税義務者ではない）	
	<input type="checkbox"/>	淡路市内に不動産（土地・建物）を所有していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	淡路市に未登記家屋を所有していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた	
	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.27
	<input type="checkbox"/>	市税を口座振替で納めていた	
	<input type="checkbox"/>	年の途中で亡くなられた場合の確定申告（準確定申告）	
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が個人事業主だった	P.28
	<input type="checkbox"/>	『軽自動車』以外の車両を所有していた	
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc以下、ミニカー）、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、軽三輪、軽四輪自動車を所有していた	P.29-30	
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅の名義人が亡くなった（市営住宅を退去する場合）	P.31
	<input type="checkbox"/>	市営住宅の名義人が亡くなった（同居人が引き続き居住を希望する場合）	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅の名義人でない同居人が亡くなった	P.32
不動産	<input type="checkbox"/>	農地を相続により取得した	P.33
下水道	<input type="checkbox"/>	水道と下水道を利用していた	P.34
	<input type="checkbox"/>	井戸水と下水道を利用していた	P.35
その他	<input type="checkbox"/>	市営墓地を使用している名義人が亡くなった	P.36
	<input type="checkbox"/>	市営墓地を新規に使用する	
	<input type="checkbox"/>	市営墓地に納骨する	P.37
	<input type="checkbox"/>	浄化槽の清掃・し尿の汲み取りを依頼する	
	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主が亡くなった	
	<input type="checkbox"/>	片付けごみ	P.38
	<input type="checkbox"/>	防災行政無線戸別受信機を貸与されていた	P.39

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 1. 住民登録に関する手続き

## マイナンバーカードを持っていた

### 手続き マイナンバーカード

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。死亡に伴う各種手続きに必要な場合がありますので、保管してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先 市民総務課（1番窓口） ☎ 0799-64-2508

## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの <b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	問い合わせ先 市民総務課（1番窓口） ☎ 0799-64-2508

MEMO

## 2. 年金に関する手続き

### 国民年金に加入していた

#### 手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日までに3年以上国民年金被保険者であるとき、遺族が受け取れることができます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合や寡婦年金を請求したことがある場合は、請求することはできません。	死亡から2年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 基礎年金番号確認書類（年金手帳・基礎年金番号通知書・年金機構から送付されるハガキ等）	明石年金事務所 ☎ 078-912-4983 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 福祉総務課（3番窓口） ☎ 0799-64-2509
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 通帳（キャッシュカード） <input type="checkbox"/> 故人との関係がわかる戸籍謄本	

### 国民年金に加入しており、故人によって生計を維持されていた子どもがいる

#### 手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた子ども（18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方）を持つ配偶者や、子どものうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 遺族基礎年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください。	明石年金事務所 ☎ 078-912-4983 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 福祉総務課（3番窓口） ☎ 0799-64-2509
<b>遺族のもの</b> 遺族基礎年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください。	

## 2. 年金に関する手続き

### 厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた

#### 手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p>遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください。</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p>遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください。</p>	<p>明石年金事務所 ☎ 078-912-4983 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p>

### 年金を受給していた（老齢年金・厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金等）

#### 手続き 年金の受給権者死亡届・未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所へお問い合わせください。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p>未支給年金の請求に必要な持ち物は、厚生年金を受給していた方は年金事務所へ確認ください。</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p>未支給年金の請求に必要な持ち物は、厚生年金を受給していた方は年金事務所へ確認ください。</p>	<p>明石年金事務所 ☎ 078-912-4983 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p>

## 年金を受給していた（障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金）

### 手続き 年金の受給権者死亡届・未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー</li> <li><input type="checkbox"/> 基礎年金番号確認書類（年金証書・年金手帳・年金機構から送付されるハガキ等）</li> </ul> <p><b>遺族のもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書</li> <li><input type="checkbox"/> 通帳（キャッシュカード）</li> <li><input type="checkbox"/> 故人との関係がわかる戸籍謄本</li> </ul>	<p>明石年金事務所 ☎ 078-912-4983</p> <p>ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p> <p>福祉総務課（3番窓口） ☎ 0799-64-2509</p>

## 共済年金を受給していた

### 手続き 共済年金の死亡届・未支給年金・遺族共済年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金や遺族共済年金を、一定の支給要件を満たす場合にその方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。	各種共済組合へ 確認ください。
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p>各種共済組合へ確認ください。</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p>各種共済組合へ確認ください。</p>	各種共済組合

## 2. 年金に関する手続き

### 企業年金を受給していた

#### 手続き 企業年金の死亡届・未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
企業年金を受給していた方は企業年金コールセンターへお問い合わせください。	企業年金コールセンターへ 確認ください。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 企業年金コールセンターへ確認ください。	企業年金コールセンター ☎ 0570-02-2666
<b>遺族のもの</b> 企業年金コールセンターへ確認ください。	

### 恩給を受給していた

#### 手続き 未支給金の請求

手続き詳細	期 限
国内居住の恩給受給者が亡くなられた場合は、「失権届」の提出は不要ですが、亡くなられた場合の届出の時期により、未支給金または過払金が生じることがあります。	総務省恩給相談室へ 確認ください。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 総務省恩給相談室へ確認ください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
<b>遺族のもの</b> 総務省恩給相談室へ確認ください。	

MEMO

## 婚姻期間が 10 年以上の妻がいる

### 手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、10 年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなられたときに、10 年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が 60 歳から 65 歳までの間、受けることができます。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある方や死亡一時金を請求された方は、請求することはできません。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	継続した婚姻期間が 10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 基礎年金番号確認書類（年金手帳・基礎年金番号通知書・年金機構から送付されるハガキ等）</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 通帳（キャッシュカード）</p>	<p>明石年金事務所</p> <p>☎ 078-912-4983</p> <p>ねんきんダイヤル</p> <p>☎ 0570-05-1165</p> <p>福祉総務課（3番窓口）</p> <p>☎ 0799-64-2509</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 2. 年金に関する手続き

### 農業者年金を受給または加入していた

#### 手続き 農業者年金死亡関係届・未支給年金請求

手続き詳細	期 限
農業者年金を受給されている方や加入している方が、死亡した場合、死亡関係届出書を農業者年金基金へ提出する必要があります。	死亡後速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 農業者年金証書（死亡した方が受給者の場合のみ）</li> <li><input type="checkbox"/> 農業者年金被保険者証（死亡した方が被保険者の場合のみ）</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡した方の死亡日がわかる戸籍謄本等</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡した方と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本等</li> </ul> <p><b>遺族のもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 請求者（ご遺族）名義の預貯金通帳</li> </ul>	<p>最寄りの淡路日の出農業協同組合支店</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○津名支店 ☎ 0799-62-0936</li> <li>○東浦淡路支店 ☎ 0799-74-3321</li> <li>○北淡支店 ☎ 0799-82-1234</li> <li>○一宮支店 ☎ 0799-85-0011</li> </ul> <p>淡路市農業委員会事務局 (35番窓口) ☎ 0799-64-2516</p>

MEMO

### 3. 介護保険に関する手続き

#### 介護保険被保険者証等を持っていた

##### 手続き 介護保険被保険者証等の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証等について、市役所または各事務所の窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（該当する方） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（該当する方）	長寿介護課（11番窓口） ☎ 0799-64-2511
<b>遺族のもの</b> なし	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 4. 医療・国保に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き 国民健康保険葬祭費の支給

手続き詳細	期 限
国民健康保険の被保険者が亡くなられたとき、葬儀を行った方に5万円を支給します。	葬儀を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬儀を行った方
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 資格確認書	福祉総務課（3番窓口） ☎ 0799-64-2509
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀の領収書等 <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方の口座番号がわかるもの	

### 後期高齢者医療制度に加入していた

#### 手続き 後期高齢者医療に関する手続き

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられたとき、葬儀を行った方に5万円を支給します。 高額療養費の申請や保険料還付の手続きがある方は、相続人代表者による申請も必要です。 <sup>※1</sup>	葬儀を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 資格確認書	福祉総務課（3番窓口） ☎ 0799-64-2509
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀の領収書等 <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> ※1 相続人代表者の本人確認書類・口座番号がわかるもの	

## 重度障害者医療費受給者証を持っていた

### 手続き 重度障害者医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 重度障害者医療費受給者証 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	福祉総務課（3番窓口） ☎ 0799-64-2509

## 高齢重度障害者医療費受給者証を持っていた

### 手続き 高齢重度障害者医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 高齢重度障害者医療費受給者証 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	福祉総務課（3番窓口） ☎ 0799-64-2509

MEMO

## 4. 医療・国保に関する手続き

### 乳幼児等・こども医療費受給者証を持っていた

#### 手続き 乳幼児等・こども医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が乳幼児等・こども医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 乳幼児等・こども医療費受給者証 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	福祉総務課（3番窓口） ☎ 0799-64-2509

### 母子家庭等医療費受給者証を持っていた

#### 手続き 母子家庭等医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が母子家庭等医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 母子家庭等医療費受給者証 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	福祉総務課（3番窓口） ☎ 0799-64-2509

MEMO

## 高齡期移行医療費受給者証を持っていた

### 手続き 高齡期移行医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齡期移行医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 高齡期移行医療費受給者証	福祉総務課（3番窓口） ☎ 0799-64-2509
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 5. 障がい福祉に関する手続き

### 身体障害者手帳を持っていた

#### 手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳について、返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	地域福祉課（9番窓口） ☎ 0799-64-2510

### 療育手帳を持っていた

#### 手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 療育手帳	地域福祉課（9番窓口） ☎ 0799-64-2510

### 精神障害者保健福祉手帳を持っていた

#### 手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	地域福祉課（9番窓口） ☎ 0799-64-2510

## 特別障害者手当を受給していた

### 手続き 特別障害者手当の受給資格者の死亡届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	地域福祉課（9番窓口） ☎ 0799-64-2510

## 障害児福祉手当を受給していた

### 手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	地域福祉課（9番窓口） ☎ 0799-64-2510

## 自立支援医療受給者証（精神通院）を持っていた

### 手続き 自立支援医療受給者証（精神通院）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（精神通院）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	地域福祉課（9番窓口） ☎ 0799-64-2510

## 5. 障がい福祉に関する手続き

### 障害者扶養共済制度に加入していた

#### 手続き① 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
障害者扶養共済制度に1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方がお亡くなりになられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	<b>速やかに</b>
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 加入証書	地域福祉課（9番窓口） ☎ 0799-64-2510
<p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	

#### 手続き② 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	<b>速やかに</b>
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 加入証書	地域福祉課（9番窓口） ☎ 0799-64-2510
<p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	

## 障害者扶養共済制度の年金を受給していた

### 手続き 障害者扶養共済制度の年金支給停止

手続き詳細	期 限
障害者扶養共済制度の年金を受給している障がいのある方がお亡くなりになられた場合、年金の過払いが生じないよう年金の支給を停止する必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 住民票（県外居住の方のみ） <input type="checkbox"/> 年金証書	地域福祉課（9番窓口） ☎ 0799-64-2510

## ETC 割引（有料道路、一般自動車道通行料）を受けていた

### 手続き ETC 利用登録削除の届出

手続き詳細	期 限
ETC 利用登録をされており、障がい者ご本人が亡くなられた場合、登録削除の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 登録時のお問い合わせ番号がわかるもの	地域福祉課（9番窓口） ☎ 0799-64-2510

MEMO

## 6. 子育てに関する手続き

### 児童手当を受給していた方

#### 【児童が亡くなられた場合】

##### 手続き 消滅届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
死亡日の属する月の手当までが支給されます。他に児童手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	原則、児童が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て応援課（2番窓口） ☎ 0799-64-2134

#### 【受給者が亡くなられた場合】

##### 手続き 受給者変更の手続き、未支払児童手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
受給者の変更の手続きが必要となります。また、死亡日の属する月の手当までが支給されますので、未支払いの児童手当がある場合には未払児童手当請求の手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給予定者の金融機関の通帳または、キャッシュカードの写し <input type="checkbox"/> 受給予定者の個人番号のわかる書類 <input type="checkbox"/> 支給対象になっていた児童名義の通帳またはキャッシュカード	子育て応援課（2番窓口） ☎ 0799-64-2134

MEMO

## 児童扶養手当を受給していた方

### 【児童が亡くなられた場合】

**手続き** 児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
死亡日の属する月の手当までが支給されます。他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本等児童の死亡を証する書類（淡路市に住民票がない方が亡くなられた場合のみ）	児童の保護者
	問い合わせ先
	子育て応援課（2番窓口） ☎ 0799-64-2134

### 【受給者が亡くなられた場合】

**手続き** 受給者死亡届の提出、児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未支払手当請求書の提出、子を監護する養育者で新規認定手続き）

手続き詳細	期 限
死亡日の属する月の手当までが支給されます。 未払い分の手当があれば請求となり、子を現に監護する養育者で新たに認定できる場合は受給者変更の手続きとなりますので、詳しくはお問い合わせください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の死亡を証する書類（戸籍謄（抄）本、死亡の記載がある住民票の除票等） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、支給対象になっていた児童の振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の個人番号のわかる書類	親族等
	問い合わせ先
	子育て応援課（2番窓口） ☎ 0799-64-2134

## 6. 子育てに関する手続き

### 特別児童扶養手当を受給していた方

#### 【保護者が亡くなられた場合】

**手続き** 特別児童扶養手当受給資格者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄（抄）本、振込口座の通帳の写し、個人番号のわかる書類	子育て応援課（2番窓口） ☎ 0799-64-2134

#### 【児童が亡くなられた場合】

**手続き** 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
—	子育て応援課（2番窓口） ☎ 0799-64-2134

## 7. 税金に関する手続き

### 国民健康保険税が課税されていた

#### 【世帯主で納税義務者の場合】

##### 手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	問い合わせ先
<p>亡くなられた方が納税義務者で『国民健康保険税』が課税されていた場合、納付額が変更する場合があります。</p> <p>①新たな納税義務者（世帯主）に税額の変更通知が届きます。</p> <p>②一人世帯だった場合は、代わって納税の管理等をさせていただくために、相続人の代表者を指定していただく手続きが必要です。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。</p>	<p>税務課（4番窓口） ☎ 0799-64-2505</p>
<b>必要なもの</b>	
<b>遺族のもの</b>	
<p>① 亡くなられた方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合、市民総務課より新しい世帯主を確認させていただきます。</p> <p>② <input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類</p>	

#### 【世帯員で納税義務者ではない】

##### 手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	問い合わせ先
<p>亡くなられた方が世帯員で『国民健康保険税』が課税されていた場合、納付額が変更する場合があります。</p> <p>※納税義務者（世帯主）に税額の変更通知が届きます。</p>	<p>税務課（4番窓口） ☎ 0799-64-2505</p>

MEMO

## 7. 税金に関する手続き

### 淡路市内に不動産（土地・建物）を所有していた

#### 手続き 相続人代表者の指定または相続登記の手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が不動産（土地・建物）を所有していた場合、相続登記が完了するまでは、代わって納税の管理等をしていただくために、相続人の代表者を指定していただく手続きが必要です。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>〈注意〉 2024年4月から相続登記が義務化となりました。</p>	<p><b>速やかに</b></p> <p>■相続登記は、不動産取得を知った日から3年以内</p> <p>※1月1日現在の所有者に課税されます。</p>
	手続き可能な人
	相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 (市役所または市のホームページに様式あり)</p> <p>相続登記の手続きについては神戸地方法務局 洲本支局へお問い合わせください。</p>	<p>税務課（4番窓口） ☎ 0799-64-2505 神戸地方法務局洲本支局</p> <p>洲本市山手一丁目2番19号 ☎ 0799-22-0497</p>

MEMO

## 淡路市に未登記家屋を所有していた

### 手続き 未登記家屋の所有者変更

手続き詳細	期 限
未登記家屋の所有者が亡くなられた場合は、「未登記家屋所有者変更申請書」を提出ください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 未登記家屋所有者変更申告書 （市役所または市のホームページに様式あり） ※ 所有権の確認のため、下記の書類があれば添付してください。 <input type="checkbox"/> 【相続】：遺産分割協議書等 <input type="checkbox"/> 【売買】：売買契約書等 <input type="checkbox"/> 【贈与】：贈与契約書等 <input type="checkbox"/> 【その他】：所有権が変更したことを証する書面	税務課（4番窓口） ☎ 0799-64-2505

## 市民税・県民税・森林環境税が課税されていた

### 手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	期 限
亡くなられた方で『市民税・県民税・森林環境税』が課税されていた場合、代わって納税の管理等をしていただくために、相続人の代表者を指定していただく手続きが必要です。 ※ 相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類	税務課（4番窓口） ☎ 0799-64-2505

## 7. 税金に関する手続き

### 市税の納付が済んでいない

#### 手続き 納税に関する相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、すでに届いている納付書により納付をしてください。 ※納付書が見当たらない場合は、ご連絡ください。	<b>速やかに</b>
	手続き可能な人 納税義務者の相続人、 納税管理人等
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類 ※ 相続人であることを確認できる書類を求める場合があります。	税務課（4番窓口） ☎ 0799-64-2505

### 市税を口座振替で納めていた

#### 手続き 口座振替登録の変更

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方名義の口座振替を利用されていた場合は、口座が使用できなくなるため、新たな口座振替登録が必要となります。 ※新たな口座振替登録の手続きが完了するまでは、納付書払いとなります。	納税義務者の相続人、 納税管理人等
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 税務課へお問い合わせください。	税務課（4番窓口） ☎ 0799-64-2505

### 年の途中で亡くなられた場合の確定申告（準確定申告）

#### 手続き 準確定申告の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた年の1月1日から亡くなった日までに所得があった場合は、その所得に対し所得税がかかる場合があります。	相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 洲本税務署へお問い合わせください。	洲本税務署  洲本市山手1丁目1番15号 ☎ 0799-24-1212（代表）

## 亡くなられた方が個人事業主だった

### 手続き 廃業または事業継承の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が個人事業主だった場合は、廃業または事業継承の手続きが必要です。	廃業・継承した日から 1か月以内
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 洲本税務署へお問い合わせください。	洲本税務署  洲本市山手1丁目1番15号 ☎ 0799-24-1212（代表）

## 『軽自動車』以外の車両を所有していた

### 手続き① 車両の廃車または名義変更の手続き

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方が所有されていた場合、車両の廃車または名義変更の手続きが必要です。	神戸運輸監理部 兵庫陸運部
必要なもの	神戸市東灘区 魚崎浜町34の2 ☎ 050-5540-2066
<b>遺族のもの</b> 神戸運輸監理部 兵庫陸運部へお問い合わせください。	

### 手続き② 税に関すること

必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 兵庫県洲本県税事務所へお問い合わせください。	兵庫県洲本県税事務所  洲本市塩屋2丁目4番5号 ☎ 0799-22-3541（代表）

MEMO

## 7. 税金に関する手続き

### 原動機付自転車（125cc 以下、ミニカー）、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、軽三輪、軽四輪自動車を所有していた

#### 手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	期 限
亡くなられた方で『軽自動車税』が課税されていた場合、車両の廃車・名義変更の手続きが完了するまでは、代わって納税の管理等をしていただくために、相続人の代表者を指定していただく手続きが必要です。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類	税務課（4番窓口） ☎ 0799-64-2505

### 原動機付自転車、小型特殊自動車を所有していた

#### 手続き 車両の廃車または名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有されていた場合、車両の廃車または名義変更の手続きが必要です。 ■原動機付自転車 （総排気量 125cc 以下のオートバイ・ミニカー） ■小型特殊自動車 （農耕用車両・フォークリフト等）	速やかに ※4月1日現在の所有者に課税されます。
	手続き可能な人
	相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 標識（ナンバープレート） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書または原動機付自転車登録票 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書 （市役所または市のホームページに様式あり） <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類	税務課（4番窓口） ☎ 0799-64-2505

## 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車を所有していた

### 手続き 車両の廃車または名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有されていた場合、車両の廃車または名義変更の手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■二輪の軽自動車（総排気量 125cc 超 250cc 以下）</li> <li>■二輪の小型自動車（総排気量 250cc 超）</li> </ul>	速やかに ※4月1日現在の所有者に課税されます。
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 神戸運輸監理部 兵庫陸運部へお問い合わせください。	神戸運輸監理部 兵庫陸運部  神戸市東灘区 魚崎浜町34の2 ☎ 050-5540-2066

## 軽三輪、軽四輪自動車を所有していた

### 手続き 車両の廃車または名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有されていた場合、車両の廃車または名義変更の手続きが必要です。	速やかに ※4月1日現在の所有者に課税されます。
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 軽自動車検査協会 兵庫事務所へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 兵庫事務所  神戸市東灘区 御影本町一丁目5番5号 ☎ 050-3816-1847

## 8. 市営住宅に関する手続き

### 市営住宅の名義人が亡くなった（市営住宅を退去する場合）

#### 手続き 市営住宅の返還

手続き詳細	期 限
市営住宅返還届を提出の上、住宅内の家具等を撤去し、鍵を返還してください。	退去する10日前まで
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー	都市計画課（20番窓口） ☎ 0799-64-2533
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人または連帯保証人の口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人または連帯保証人の印鑑	

### 市営住宅の名義人が亡くなった（同居人が引き続き居住を希望する場合）

#### 手続き 市営住宅の入居承継

手続き詳細	期 限
市営住宅の名義人が亡くなり、同居者が引き続き住みたい場合は、入居承継の承認を得る必要があります（一定の条件があります）。都市計画課で作成した契約書に新しい名義人及び保証人の実印が必要です。	概ね1か月以内
	手続き可能な人
	1年以上同居している 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー <input type="checkbox"/> 戸籍謄本	都市計画課（20番窓口） ☎ 0799-64-2533
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人の実印 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 保証人の実印が押印された契約書を作成	

## 市営住宅の名義人でない同居人が亡くなった

### 手続き 同居者死亡の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅に入居中であった場合は届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー	都市計画課（20番窓口） ☎ 0799-64-2533
<b>遺族のもの</b> なし	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 9. 不動産に関する手続き

### 農地を相続により取得した

#### 手続き 農地の相続等届出

手続き詳細	期 限
農地（田及び畑）を相続により取得した方は、農地法の規定により農業委員会へ届出する必要があります。	法務局への相続登記完了後速やかに
	手続き可能な人
	相続により農地所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続した農地の所在、地番、地目、面積、権利を取得した日がわかるもの (例) 登記完了証 等	農業委員会事務局 (35番窓口) ☎ 0799-64-2516

MEMO

## 10. 水道・下水道に関する手続き

### 水道と下水道を利用していた

#### 手続き① 給水栓閉栓届、公共下水道使用休止届

手続き詳細	期 限
水道と下水道の利用者が亡くなったことにより、水道等の使用を中止する場合の手続きです。	なし
	手続き可能な人 ご遺族の方であれば、お電話で申し込みができます。
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 手続き場所でのお申込みの場合 <input type="checkbox"/> 水道料金・下水道使用料等のお知らせ（検針のお知らせ票） または納入通知書  <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑（自署する場合不要）	淡路広域水道企業団 淡路市お客さまセンター ☎ 0570-091-132 （ナビダイヤル）  または下水道課 （18番窓口） ☎ 0799-64-2514

#### 手続き② 給水装置所有者（使用者）変更届、公共下水道使用者異動届

手続き詳細	期 限
水道と下水道の利用者が亡くなったことにより、水道等の利用者を変更する場合の手続きです。 ※親族間でのみ変更を受付します。 ※遺族以外への名義変更の場合は、閉栓、開栓の手続きとなります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族の方であれば、お電話で申し込みができます。
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 手続き場所でのお申込みの場合 <input type="checkbox"/> 水道料金・下水道使用料等のお知らせ（検針のお知らせ票） または納入通知書  <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑（自署する場合不要） 名義変更に伴いお支払い方法を変更する場合は別途手続きが必要です。	淡路広域水道企業団 淡路市お客さまセンター ☎ 0570-091-132 （ナビダイヤル）  または下水道課 （18番窓口） ☎ 0799-64-2514

## 11. その他の手続き

### 井戸水と下水道を利用していた

#### 手続き① 公共下水道使用休止届

手続き詳細	期 限
井戸水と下水道を利用していた方が亡くなられたことにより、下水道の使用を休止する場合の手続きです。	なし
	手続き可能な人 ご遺族の方が手続き場所までお越しください。
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 水道料金・下水道使用料納入通知書 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑（自署する場合不要）	下水道課（18番窓口） ☎ 0799-64-2514

#### 手続き② 公共下水道使用者異動届、井戸水等使用変更届

手続き詳細	期 限
井戸水と下水道を利用していた方が亡くなられたことにより、下水道の利用者を変更する場合の手続きです。井戸水の使用人数を記入いただきます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族の方が手続き場所までお越しください。
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 水道料金・下水道使用料納入通知書 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑（自署する場合不要） 名義変更に伴いお支払い方法を変更する場合は別途手続きが必要です。	下水道課（18番窓口） ☎ 0799-64-2514

MEMO

## 市営墓地を使用している名義人が亡くなった

### 手続き 墓地承継承認申請

手続き詳細	期 限
故人が市営墓地の名義人である場合、名義変更の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	墓地区画承継者
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 永代使用許可証（被承継者へ使用許可時に交付している許可証）※紛失の場合は申請者の印鑑証明書及び実印押印	生活環境課（37番窓口） ☎ 0799-64-2523
<p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 墓地等使用許可申請書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 申請者（承継者）の本籍地が記載された住民票等 <input type="checkbox"/> 被承継者の死亡日が記載された戸籍謄本（除籍謄本等） <input type="checkbox"/> 承継者（申請者）と被承継者の続柄が記載された戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 申請者の印鑑証明書※永代使用許可証紛失の場合	

## 市営墓地を新規に使用する

### 手続き 墓地等使用手続き申請

手続き詳細	期 限
故人を納骨するため、新たに市営墓地を使用する場合に手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	市営墓地の使用を希望する方
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 墓地等使用手続き申請書 <input type="checkbox"/> 申請者の本籍地が記載された住民票	生活環境課（37番窓口） ☎ 0799-64-2523

## 11. その他の手続き

### 市営墓地に納骨する

#### 手続き 埋蔵等届出

手続き詳細	期 限
使用中の市営墓地の区画に納骨を行う場合に手続きが必要です。	納骨日まで
	手続き可能な人
	墓地区画使用者
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b>	生活環境課（37番窓口）
<input type="checkbox"/> 埋蔵等届書	☎ 0799-64-2523
<input type="checkbox"/> 埋火葬許可証	

### 浄化槽の清掃・し尿の汲み取りを依頼する

#### 手続き 浄化槽清掃・し尿汲み取りの依頼

手続き詳細	期 限
浄化槽の清掃及びし尿の汲み取りについては、市の許可を受けた許可業者へ依頼してください。各地区の許可業者の連絡先等に関しては、生活環境課ホームページ「一般廃棄物収集運搬業」をご覧ください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	生活環境課（37番窓口）
	☎ 0799-64-2523

### 犬の飼い主が亡くなった

#### 手続き 犬の登録変更手続き

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出が必要です。	飼い主が死亡して 30日以内
	手続き可能な人
	新たな飼い主
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b>	生活環境課（37番窓口）
<input type="checkbox"/> 犬の登録情報がわかるもの（鑑札、注射済票等）	☎ 0799-64-2523

## 片付けごみ

### 手続き 片付けごみの処理

手続き詳細	期 限
<p>片付けごみは、町内会のごみステーションやエコプラザ（資源のみ可）に出すことはできませんので、以下の方法で適正に処理をお願いします。</p> <p>○施設に直接持込される場合 ごみの分類ごとにごみ処理施設への持込をお願いします。ごみの分類で不明なものがあれば、生活環境課にお問い合わせください。</p> <p>【可燃ごみを処理される場合】 夕陽が丘クリーンセンター 所在地：淡路市野島常盤 1559 番地 29 電話：0799-82-3144</p> <p>【粗大・不燃ごみを処理される場合】 淡路広域行政事務組合奥畑粗大ごみ処理場 所在地：洲本市奥畑字西の谷 394 番地 1 電話：0799-24-1676</p> <p>【資源ごみを処理される場合】 生活環境課ホームページ「資源ごみは、エコプラザ（資源ごみ回収施設）へ！」をご覧ください。</p> <p>○市の許可業者に運搬を依頼する場合 許可業者に直接ご連絡ください。許可業者の一覧に関しては、生活環境課ホームページ「一般廃棄物収集運搬業」をご覧ください。</p>	なし
	手続き可能な人 ご親族または許可業者
必要なもの	問い合わせ先 生活環境課（37番窓口） ☎ 0799-64-2523

MEMO

## 11. その他の手続き

### 防災行政無線戸別受信機を貸与されていた

#### 手続き 防災行政無線戸別受信機の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用していた防災行政無線戸別受信機を返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 防災行政無線戸別受信機	消防防災課 (防災あんしんセンター2階) ☎ 0799-64-2152

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。  
・受入証明書

## 2 納骨事実証明書を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、納骨事実証明書を発行してもらいます。  
※証明が困難である場合は市へ相談してください。

## 3 改葬許可証の申請・受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。  
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前にお骨移動先へ確認しておきましょう。

### ▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・納骨事実証明書・申請者の本籍地が記載された住民票・死亡者の死亡日が記載された除籍謄本等・改葬許可申請に係る聞き取り事項

### ▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

## 4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職等にお経を上げてもらって遺骨を取り出します。  
遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

## 5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。  
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

生活環境課

☎ 0799-64-2523

MEMO

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	淡路警察署 (淡路市岩屋 2942 番地 24) ☎ 0799-72-0110
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
パスポート	<input type="checkbox"/>	返納	兵庫県旅券事務所 (神戸市中央区御幸通 8 丁目 1-6) ☎ 078-222-8700
特別永住者証 在留カード	<input type="checkbox"/>	返納	大阪出入国在留管理局神戸支局 (神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎) ☎ 078-391-6378 *特別永住者証のみ、市民総務課・ 各事務所でもお預かりできます
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	所轄の税務署 洲本税務署 (洲本市山手 1 丁目 1 番 15 号) ☎ 0799-24-1212
国債	<input type="checkbox"/>	記名変更、償還金受領	償還金支払場所 または証券保管証書に記載の郵便局
株式等	<input type="checkbox"/>	名義変更	証券会社 等
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の 所有者移転 (相続) 登記等	神戸地方法務局 洲本支局 (洲本市山手一丁目 2 番 19 号) ☎ 0799-22-0497
遺言書	<input type="checkbox"/>	検認・開封	神戸家庭裁判所 洲本支部 (洲本市山手 1 丁目 1 番 18 号) ☎ 0799-25-2332
相続放棄	<input type="checkbox"/>	相続放棄の申立	
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社  ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きの中には、市役所で発行できる書類（戸籍・住民票・税関係証明書等）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただき、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 戸籍、住民票の取得について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 戸籍届出後のコンビニでの証明書交付利用について

淡路市では、平成28年4月1日より、顔写真付きのマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニで各種証明書を取得できるサービスを行っています。



※本人及び本人と同一戸籍内の方が戸籍届出をされた場合、証明書にはすぐに反映しません。反映されるまで、2週間程度かかりますので戸籍届出をされた直後にコンビニで証明書を取得されたい場合は、市民総務課へお問い合わせください。



利用できる店舗	全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマートほか
利用時間	午前6時30分～午後11時00分 ※ 12/29～1/3の終日、メンテナンス作業等の保守点検期間は除く
取得できる証明書	住民票の写し (淡路市に住民登録のある方) 印鑑登録証明書 (淡路市に住民登録があり、印鑑登録されている方) 戸籍謄抄本 (淡路市に本籍地がある方) 戸籍附票 (淡路市に本籍地がある方)

### 問い合わせ先

淡路市役所市民総務課

☎ 0799-64-2508

(平日午前8時30分～午後5時15分まで)

MEMO

## 亡くなった方の住民票の除票、戸籍について

相続人や利害関係人でなければ、委任状が必要な場合があります。  
委任状の様式は、48ページに掲載していますので、コピーしてご利用ください。  
※死亡届を提出されてから、住民票や戸籍の反映には時間を要することがあります。

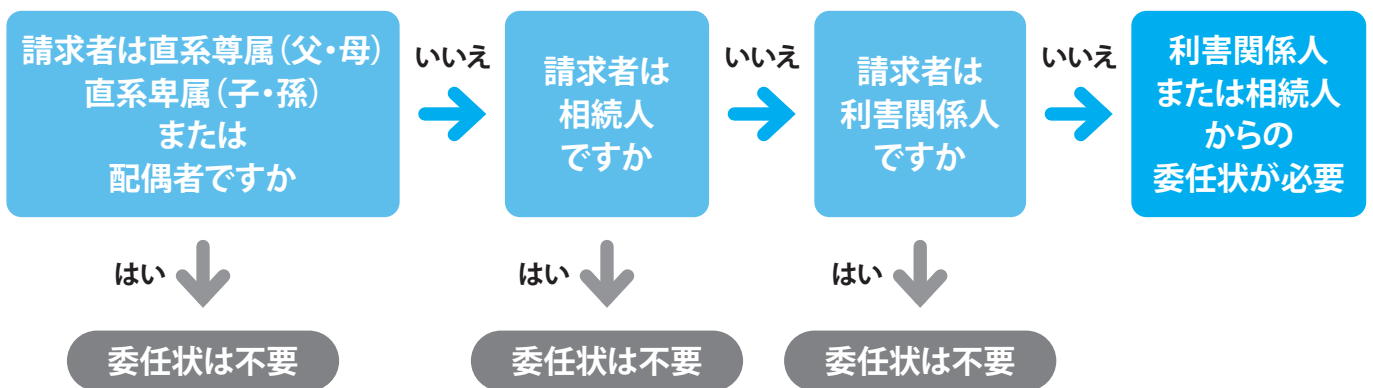
### 1通につき

住民票の除票	戸籍謄本／戸籍抄本	除籍謄本／除籍抄本
300 円	450 円	750 円

#### ●住民票の除票をご請求の方

死亡に伴う手続きに提出が必要となる場合に限り、請求することができます。

#### ●戸籍関係書類をご請求の方



MEMO

令和6年4月1日から

# 相続登記の申請が義務化

不動産を相続（取得）したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をする必要があります。

スムーズな相続登記のために

## 法務局でできること



### あなたの遺言書を預かります！

- 紛失・改ざんのおそれがありません。
- 検認の手続が不要となります。
- 手数料は1通3,900円です。

自筆証書遺言書保管制度について詳しくは

法務省HP又は神戸地方法務局（078-392-1832）まで



### 法定相続人を証明します！

- 相続登記手続、預金の払戻し等、各種手続に使えます。
- 手数料は無料です。

法定相続情報証明制度について詳しくは

法務省HP又はお近くの法務局（連絡先は裏面）まで





## 相続した利用しない土地 を手放す制度もあるよ！

相続土地国庫帰属制度  
詳しくは、こちら ▶



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

今なら、**相続登記の免税措置**が  
拡大されています

詳しくは、こちら



法務局HPで**相続登記の手続や書式**  
をご案内しています

詳しくは、こちら



法務局では、**手続案内**を行っていま  
す（予約制）

詳しくは、こちら



困ったときは  
**相続・登記の専門家へ**

兵庫県司法書士会HP、連絡先（兵庫県司法書士  
会総合相談センター）はこちら

TEL 078-341-2755



詳しくは、お近くの法務局にお問い合わせください

神戸地方法務局不動産登記部門 078-392-1821

西宮支局 0798-26-0061

伊丹支局 072-779-3451

尼崎支局 06-6482-7401

明石支局 078-912-5511

柏原支局 0795-72-0176

姫路支局 079-225-1915

加古川支局 079-424-3555

社支局 0795-42-0201

龍野支局 0791-63-3221

豊岡支局 0796-22-2703

洲本支局 0799-22-0497

須磨出張所 078-794-2045

北出張所 078-594-3351

東神戸出張所 078-451-7955

三田出張所 079-563-2707

八鹿出張所 079-662-2767

# 記載例

## 委任状

(代理権授与通知書)

淡路市長 様

《お願い》  
消えるボールペンでは  
書かないでください

依頼をする人

住所 淡路市生穂新島○番地

氏名 淡路 太郎

生年月日 明・大(昭)・平・令 ○○年△△月□□日

電話番号 〇×〇 - ×××× - ××××

必ず自署  
してください

必ず  
日付を記入  
してください

※ (戸籍関係の証明書取得の場合のみ記入)

本籍 兵庫県淡路市

筆頭者の氏名

令和○○年○○月○○日、私(依頼人)は、次の者を代理人として

《例》

・淡路太郎 の住民票 世帯全員 1 通

[本籍・筆頭者]・[世帯主・続柄]の記載のあるもの

・○○○○○の住民票 個人 △通

・○○○○○の戸籍謄本 △通

・○○○○○の戸籍抄本 △通

の行為を依頼しました。

誰のなにが必要か  
具体的に記入してください

必要な通数を記入ください

[住民票]について  
[本籍・筆頭者]  
[世帯主・続柄]の  
記載が必要な場合は  
その旨も記入してください

依頼を受ける人(窓口に行く代理人)

住所 淡路市大谷△番地

氏名 淡路 花子

生年月日 明・大(昭)・平・令 △△年□□月○○日

※不正に作成された委任状の行使は、刑罰の対象になります。(刑法第159条、第161条)

# 委任状

(代理権授与通知書)

淡路市長 様

依頼をする人		
住 所	_____	
氏 名	_____	
生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日
電話番号	_____	
※ (戸籍関係の証明書取得の場合のみ記入)		
本 籍	兵庫県淡路市	
筆頭者の氏名	_____	

令和 年 月 日、私(依頼人)は、次の者を代理人として

## ▼ 委任する内容

( ..... 通)

( ..... 通)

の行為を依頼しました。

依頼を受ける人(窓口に行く代理人)		
住 所	_____	
氏 名	_____	
生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日

※依頼をする人がすべて書いてください※

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

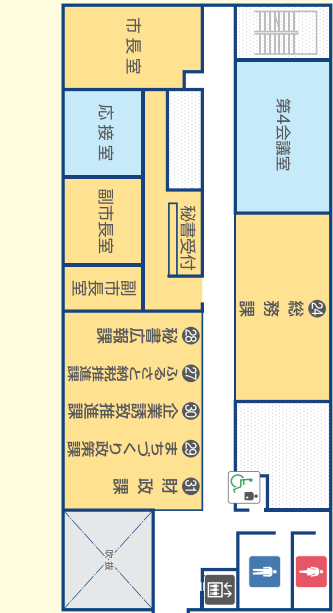
相続について

委任状

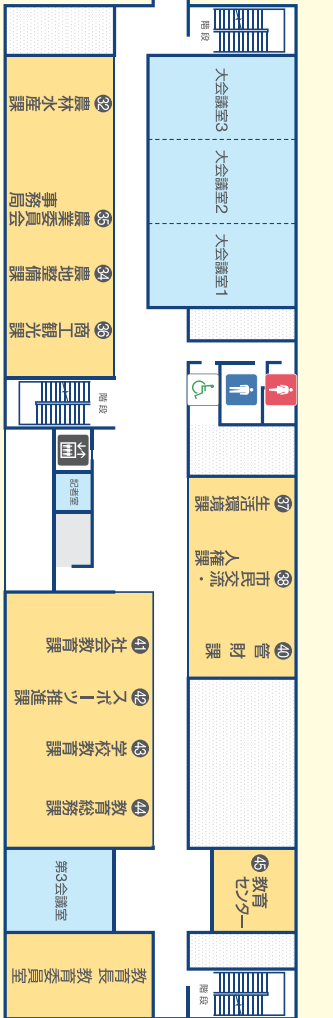
広告掲載事業者

※ 代理人の本人確認書類(運転免許証等)も持参ください。

2号館



1号館



山側

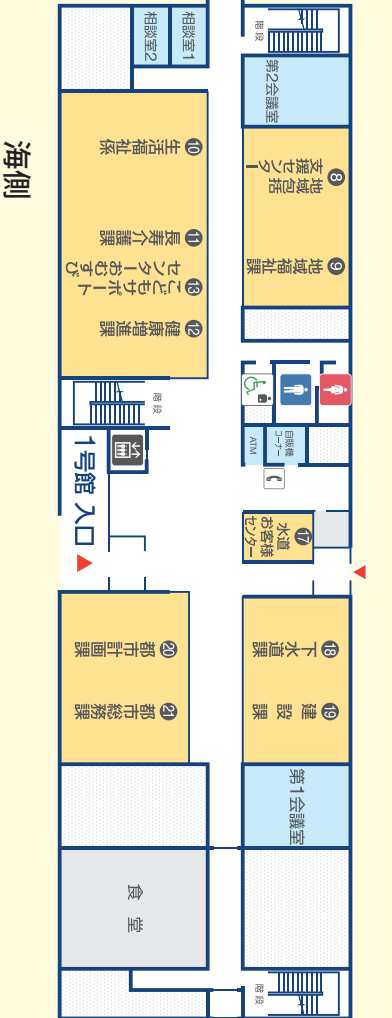
海側

2F

2号館



1号館



山側

海側

1F

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

## その他お問い合わせ先

### し尿・浄化槽汚泥収集業者一覧

地 区	業者名	電話番号	収集できるもの
津名地区	富岡清掃	0799-62-1893	し尿・浄化槽汚泥
	中谷清掃（株）	0799-22-2609	し尿・浄化槽汚泥
	（有）洲本衛生公社	0799-22-0098	浄化槽汚泥のみ
	関西技研（株）	0799-74-0358	し尿・浄化槽汚泥
岩屋地区	仲田環境サービス	0799-72-4237	浄化槽汚泥のみ
	淡路清掃（株）	0799-45-0413	浄化槽汚泥のみ
	関西技研（株）	0799-74-0358	し尿・浄化槽汚泥
	（有）洲本衛生公社	0799-22-0098	浄化槽汚泥のみ
北淡地区	淡路清掃（株）	0799-45-0413	し尿・浄化槽汚泥
	仲田環境サービス	0799-72-4237	浄化槽汚泥のみ
	関西技研（株）	0799-74-0358	浄化槽汚泥のみ
	（有）洲本衛生公社	0799-22-0098	浄化槽汚泥のみ
一宮地区	（有）中淡清掃	0799-86-0895	し尿・浄化槽汚泥
東浦地区	関西技研（株）	0799-74-0358	し尿・浄化槽汚泥
	（有）洲本衛生公社	0799-22-0098	浄化槽汚泥のみ

### エコプラザ（資源ごみ回収施設）一覧

施設名	住 所	電話番号	受入日	利用時間
津名エコプラザ	淡路市志筑1609-1	0799-62-5371	日・月・火・木・金・土	9時～16時
岩屋エコプラザ	淡路市岩屋3242-1	0799-72-3719	月・火・水・木・金・土	
北淡エコプラザ	淡路市斗ノ内101	0799-82-2569	月・水・土	
一宮資源ごみ 回収ステーション	淡路市郡家1175-1	0799-85-1153	日・月・水・金	
東浦エコプラザ	淡路市久留麻342	0799-74-3563	日・月・水・金	

## 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

業者名	住 所	電話番号	備 考
(株) 淡路観光開発公社	淡路市岩屋1187-1	0799-72-0201	
(株) 淡路紙料センター	淡路市塩田新島2-5	0799-62-1118	古紙回収も行っています
淡路清掃 (株)	南あわじ市山添606-1	0799-45-0413	
関西技研 (株)	淡路市久留麻26-3	0799-74-0358	
(有) クリーンサービス	淡路市志筑1802-1	0799-62-2150	
鳥取興業 (株)	南あわじ市福良丙253	0799-52-2068	古紙回収も行っています
仲田環境サービス	淡路市岩屋478-1	0799-72-4237	事業系ごみ

## 各事務所一覧

施設名	住所	電話番号
一宮事務所	淡路市郡家170-1	0799-85-1122
北淡事務所	淡路市富島25-41	0799-82-1144
東浦事務所	淡路市久留麻239-1	0799-74-4101
岩屋事務所	淡路市岩屋1514-18	0799-72-3111

MEMO

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発 行	淡路市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2026 年 7 月